

ショートステイ(空床) 遊生の町 利用料金表【負担割合1割】

当施設の介護サービス費の区分は、『併設型ユニット型(介護予防)短期入所生活介護費(Ⅰ)』です。

負担段階 ※1	介護度	基本部分 単位数	各種加算 単位数 ※2	サービス利用料金 合計額(1日)	滞在費	食費 ※3	滞在費・食費 合計額(1日)	最終合計 金額(1日)	送迎 ※4
第4段階	要支援1	529	6	¥535	¥2,066	¥1,650	¥3,716	¥4,251	184
	要支援2	656	6	¥662	¥2,066	¥1,650	¥3,716	¥4,378	
	要介護1	704	36	¥740	¥2,066	¥1,650	¥3,716	¥4,456	
	要介護2	772	36	¥808	¥2,066	¥1,650	¥3,716	¥4,524	
	要介護3	847	36	¥883	¥2,066	¥1,650	¥3,716	¥4,599	
	要介護4	918	36	¥954	¥2,066	¥1,650	¥3,716	¥4,670	
第3段階②	要介護5	987	36	¥1,023	¥2,066	¥1,650	¥3,716	¥4,739	
	要支援1	529	6	¥535	¥1,370	¥1,300	¥2,670	¥3,205	
	要支援2	656	6	¥662	¥1,370	¥1,300	¥2,670	¥3,332	
	要介護1	704	36	¥740	¥1,370	¥1,300	¥2,670	¥3,410	
	要介護2	772	36	¥808	¥1,370	¥1,300	¥2,670	¥3,478	
	要介護3	847	36	¥883	¥1,370	¥1,300	¥2,670	¥3,553	
第3段階①	要介護4	918	36	¥954	¥1,370	¥1,300	¥2,670	¥3,624	
	要介護5	987	36	¥1,023	¥1,370	¥1,300	¥2,670	¥3,693	
	要支援1	529	6	¥535	¥1,370	¥1,000	¥2,370	¥2,905	
	要支援2	656	6	¥662	¥1,370	¥1,000	¥2,370	¥3,032	
	要介護1	704	36	¥740	¥1,370	¥1,000	¥2,370	¥3,110	
	要介護2	772	36	¥808	¥1,370	¥1,000	¥2,370	¥3,178	
第2段階	要介護3	847	36	¥883	¥1,370	¥1,000	¥2,370	¥3,253	
	要介護4	918	36	¥954	¥1,370	¥1,000	¥2,370	¥3,324	
	要介護5	987	36	¥1,023	¥1,370	¥1,000	¥2,370	¥3,393	
	要支援1	529	6	¥535	¥880	¥600	¥1,480	¥2,015	
	要支援2	656	6	¥662	¥880	¥600	¥1,480	¥2,142	
	要介護1	704	36	¥740	¥880	¥600	¥1,480	¥2,220	
第1段階	要介護2	772	36	¥808	¥880	¥600	¥1,480	¥2,288	
	要介護3	847	36	¥883	¥880	¥600	¥1,480	¥2,363	
	要介護4	918	36	¥954	¥880	¥600	¥1,480	¥2,434	
	要介護5	987	36	¥1,023	¥880	¥600	¥1,480	¥2,503	
	要支援1	529	6	¥535	¥880	¥300	¥1,180	¥1,715	
	要支援2	656	6	¥662	¥880	¥300	¥1,180	¥1,842	
第1段階	要介護1	704	36	¥740	¥880	¥300	¥1,180	¥1,920	
	要介護2	772	36	¥808	¥880	¥300	¥1,180	¥1,988	
	要介護3	847	36	¥883	¥880	¥300	¥1,180	¥2,063	
	要介護4	918	36	¥954	¥880	¥300	¥1,180	¥2,134	
	要介護5	987	36	¥1,023	¥880	¥300	¥1,180	¥2,203	

1単位=10円

※1 第4段階：下記第1段階～第3段階以外の方

第3段階②：世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税非課税の方で、預貯金等が一定額以下であり、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が120万円超の方

第3段階①：世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税非課税の方で、預貯金等が一定額以下であり、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万超120万円以下の方

第2段階：世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税非課税の方で、預貯金等が一定額以下であり、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方

第1段階：生活保護を受けている方など

※2 【上表で計上している加算】

- ・夜勤職員配置加算(Ⅱ)：18単位/日 ※介護予防は除く
- ・看護体制加算(Ⅰ)：4単位/日 ※介護予防は除く
- ・看護体制加算(Ⅱ)：8単位/日 ※介護予防は除く
- ・サービス提供体制強化加算(Ⅲ)：6単位/日

【上表で計上していない加算】

- ・若年性認知症利用者受入加算：120単位/日 ※対象者のみ算定する
- ・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)：(基本部分単位数+各種加算単位数)×13.6%が別途かかります。

※3 食費1日につき、おやつ代として150円を別途ご負担いただくことをご了承下さい。

食費 1,650円/日(朝 410円・昼 620円・夕 620円)

※4 送迎をご利用になる場合は、片道184単位がかかります。

(通常の送迎範囲) 燕市全域、三条市の第三中学校区及び大島中学校区、弥彦村

※5 65歳以上の方で、一定以上の所得のある方は、サービス利用時の負担割合が2割(3割)となります。その場合、表中網掛けの『サービス利用料金合計額(1日)』の金額が2倍(3倍)になります。